

令和 7 年 第 2 回

三種町選挙管理委員会議案

令和 7 年 3 月 19 日 提出

日 時 令和 7 年 3 月 19 日 (水)  
午前 9 時 00 分  
場 所 三種町役場 第 1 会議室

署名委員

署名委員

## 次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名 ( 委員、 委員)
- 3 案 件
  - 議案第18号 選挙人名簿に登録することについて (選挙時)
  - 議案第19号 選挙人名簿から抹消することについて (選挙時)
  - 報告第 5号 選挙権を有する者の50分の1の数について
  - 報告第 6号 選挙権を有する者の3分の1の数について
  - 議案第20号 移動期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について (知事選)
  - 議案第21号 移動期日前投票立会人の選任について (知事選)
  - 議案第22号 投票管理者及びその職務代理者の選任について (知事選)
  - 議案第23号 投票立会人の選任について (知事選)
  - 議案第24号 委員長専決事件の指定について (知事選)
  - 議案第25号 三種町選挙管理委員会規程の一部改正について
- 4 その他

議案第18号

選挙人名簿に登録することについて（選挙時）

公職選挙法第22条第3項の規定により、令和7年3月19日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和7年3月19日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 木村信悦

- 1 新有権者登録 令和7年4月6日までに満18歳に達する者  
生年月日：平成19年3月3日から平成19年4月7日まで  
男 5人 女 3人 小計8人
- 2 転入登録 令和6年12月19日以前より引き続き三種町に居住している者  
転入日：令和6年12月2日から令和6年12月19日まで  
男 3人 女 1人 小計4人
- 3 登録者総数 男 8人 女 4人 合計12人

議案第19号

選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）

公職選挙法第28条の規定により、令和7年3月19日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

令和7年3月19日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 木村信悦

1 死亡抹消者 届出日：令和7年3月1日から令和7年3月18日まで

男 7人 女 5人 小計 12人

2 転出抹消者 令和6年11月18日以前に三種町から転出した者

転出日：令和6年11月1日から令和6年11月18日まで

男 0人 女 1人 小計 1人

3 抹消者総数 男 7人 女 6人 合計 13人

報告第5号

選挙権を有する者の50分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は258である。

令和7年3月19日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 木村信悦

参考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第 6 号

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項及び第 81 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 4,285 である。

令和 7 年 3 月 19 日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 木 村 信 悅

参考

- 第 76 条第 1 項 議会の解散請求
- 第 80 条第 1 項 議員の解職請求
- 第 81 条第 1 項 長の解職請求
- 地教組第 8 条第 1 項 教育委員の解職請求

議案第 20 号

移動期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（知事選）

令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における移動期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

令和 7 年 3 月 19 日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 木 村 信 悅

議案第20号別紙

1 琴丘地区移動期日前投票所（勝平）

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年4月5日	(省略)	(省略)

(2) 職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年4月5日	(省略)	渡辺 和幸

2 山本地区移動期日前投票所（達子・木戸沢・豊岡）

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年4月5日	(省略)	(省略)

(2) 職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年4月5日	(省略)	大高 博充

3 八竜地区移動期日前投票所（釜谷・大口・川尻）

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年4月5日	(省略)	(省略)

(2) 職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年4月5日	(省略)	石井 忍

議案第21号

移動期日前投票立会人の選任について（知事選）

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における移動期日前投票立会人を次のとおり選任する。

令和7年3月19日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 木村信悦

1 琴丘地区移動期日前投票所（勝平）

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年4月5日	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)

2 山本地区移動期日前投票所（達子・木戸沢・豊岡）

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年4月5日	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)

3 八竜地区移動期日前投票所（釜谷・大口・川尻）

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年4月5日	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)

議案第 22 号

投票管理者及びその職務代理者の選任について（知事選）

令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

令和 7 年 3 月 19 日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 木 村 信 悅

議案第22号別紙

各投票区の投票管理者

投票区	住 所	氏 名
鯉 川	(省略)	(省略)
鹿渡南	(省略)	(省略)
鹿渡北	(省略)	(省略)
新屋敷	(省略)	(省略)
上岩川	(省略)	(省略)
大 町	(省略)	(省略)
林 崎	(省略)	(省略)
下岩川	(省略)	(省略)
金 岡	(省略)	(省略)
北金岡	(省略)	(省略)
鵜 川	(省略)	(省略)
大 曲	(省略)	(省略)
浜 口	(省略)	(省略)
芦 崎	(省略)	(省略)

なお、琴丘・山本・八竜地区共通投票所については、それぞれ鹿渡北・大町・鵜川投票区の投票管理者が兼務するものとする。

議案第22号別紙

各投票区の投票管理者の職務代理者

投票区	住 所	氏 名
鯉川	(省略)	田中 一彦
鹿渡南	(省略)	近藤 健
鹿渡北	(省略)	近藤 一仁
新屋敷	(省略)	渡辺 祐紀
上岩川	(省略)	近藤 香奈子
大町	(省略)	三浦 丈
林崎	(省略)	湊 美樹
下岩川	(省略)	岡 亮吾
金岡	(省略)	館岡 知弘
北金岡	(省略)	佐藤 潤一
鵜川	(省略)	大高 一成
大曲	(省略)	児玉 知済
浜口	(省略)	木村 昭仁
芦崎	(省略)	畠山 範之

なお、琴丘・山本・八竜地区共通投票所については、それぞれ鹿渡北・大町・鵜川投票区の職務代理者が兼務するものとする。

議案第 23 号

投票立会人の選任について（知事選）

令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における各投票区の投票立会人を別紙のとおり選任する。

令和 7 年 3 月 19 日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 木村信悦

## 議案第23号別紙

## 各投票区の投票立会人

	住 所	氏 名
鯉 川	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
鹿渡南	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
鹿渡北	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
新屋敷	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
上岩川	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
大 町	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
林 崎	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
下岩川	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
金 岡	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
北金岡	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
鵜 川	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
大 曲	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
浜 口	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)

芦 崎	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)

なお、琴丘・山本・八竜地区共通投票所については、それぞれ鹿渡北・大町・鶴川投票区の投票立会人が兼務するものとする。

議案第24号

委員長専決事件の指定について（知事選）

三種町選挙管理委員会規程第13条第1項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

令和7年3月19日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 木 村 信 悅

委員長専決指定事項

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における共通投票所を含む投票管理者及びその職務代理者、投票立会人（補充選任を除く。）、移動期日前投票所を含む期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更並びにポスター掲示場の設置場所の変更

## 議案第 25 号

### 三種町選挙管理委員会規程の一部改正について

三種町選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 19 日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 木村信悦

#### 1 改正理由

本町において、令和 7 年 4 月 1 日より電子決裁システムの導入が開始されることから、本委員会の公印の取扱いに関して整理するもの。

#### 2 改正内容

町の規程に準ずる形で、公印の使用について改正します。

#### 3 施行日等

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

(議案第 25 号別紙)

### 三種町選挙管理委員会規程の一部を改正する告示（案）

三種町選挙管理委員会規程（平成 18 年三種町選挙管理委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

公印を使用しようとする者は、文書管理システムに公印の使用の申請を登録し、押印を必要とする文書を保管者又はその命を受けた職員に提示しなければならない。ただし、文書管理システムにおける電子決裁の方法以外の方法により決裁を受けた場合にあっては、押印を必要とする文書に決裁済の原議書その他証拠書類を添えて保管者又はその命を受けた職員に提示しなければならない。

2 保管者又はその命を受けた職員は、前項の規定により提示された文書を審査し、押印を適当と認めたときは、電子決裁の方法により決裁を受けた場合にあっては文書管理システムに承認の意思を登録し、電子決裁の方法以外により決裁を受けた場合にあっては原議書等の公印使用の欄に認印を押印し、公印の使用を承認するものとする。

#### 附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第25号別紙)

三種町選挙管理委員会規程の一部を改正する告示案 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>(公印の使用)</p> <p>第23条 <u>公印を使用しようとする者は、文書管理システムに公印の使用の申請を登録し、押印を必要とする文書を保管者又はその命を受けた職員に提示しなければならない。ただし、文書管理システムにおける電子決裁の方法以外の方法により決裁を受けた場合にあっては、押印を必要とする文書に決裁済の原議書その他証拠書類を添えて保管者又はその命を受けた職員に提示しなければならない。</u></p> <p><u>2 保管者又はその命を受けた職員は、前項の規定により提示された文書を審査し、押印を適当と認めたときは、電子決裁の方法により決裁を受けた場合にあっては文書管理システムに承認の意思を登録し、電子決裁の方法以外により決裁を受けた場合にあっては原議書等の公印使用の欄に認印を押印し、公印の使用を承認するものとする。</u></p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第23条 <u>公印を使用する者は、決裁済の起案文書又はこれに代わるべき書類に、押印すべき文書を添えて保管者に提示し、審査を受けた後押印するものとする。</u></p> <p><u>2 保管者は、前項の審査に関する事務をその指定する書記その他の職員に行わせることができる。</u></p>

## 【今後の日程】

- 3月20日（木） 秋田県知事選挙 公示日  
秋田県知事選挙氏名掲示くじ 午後5時30分（第3会議室）
- 21日（金）～4月5日（土） 期日前投票・不在者投票開始
- 24日（月） 選挙公報発送（予定）
- 4月3日（木） 開票立会人届出期限・くじ  
届出期限 午後5時  
くじ 午後5時30分（第3会議室）
- 5日（土） 第3回選挙管理委員会（抹消登録）  
午前9時00分～ 第1会議室
- 6日（日） 秋田県知事選挙 投・開票日  
投票 午前7時～午後7時（上岩川は午後6時まで）  
開票 午後8時開始 三種町八竜体育館  
※委員長：午前8時30分から従事  
委員：午後1時30分から従事
- 6月2日（月） 第4回選挙管理委員会（定時登録）  
午前9時00分～ 第2会議室